

日之影町農業委員会 第4回総会

開催日時 : 令和5年10月24日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 今村 浩二三 穂積 ミサ子
 工藤 昭一 山本 英二 矢通 広信 佐藤 陽子
 一水 秀樹 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 中川 今朝久 押方 徹 甲斐 秀人 大村 直登

欠席委員 : なし

議事日程 : ① 議案第13号

「農用地利用集積等促進計画の要請について」

② 議案第14号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第15-1号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

④ 議案第15-2号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

⑤ 議案第16号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

⑤ 議案第17号

「非農地証明交付申請の承認について」

議長	<p>これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 7番 佐藤 陽子 委員、8番 矢通 広信 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。</p>
議長	<p>議案第13号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第13号朗読・説明)</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地については、事務局と10月12日に確認しました。 申請地については、以前より〇〇さんが借りており、今回契約が終了するため、再度 契約することとなったようです。 〇〇さんは〇〇さんの奥さんで現在、〇〇にお住まいです。 〇〇さんは、先月もありましたが、〇〇さんの娘さんで、〇〇にお住まいです。 今回、対象の農地については、米刈りが済んでいました。 ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第13号「農用地利用集積等促進計画の要請について」、 申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第13号は、申請のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第14号朗読・説明)</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地については、事務局と10月5日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは、〇〇出身で現在、〇〇にお住まいで〇〇をされています。 譲受人の〇〇さんは44歳、〇〇にお住まいで、〇〇をされています 場所は、〇〇集落内になります。 今回、田畑だけでなく〇〇さん名義のもの全て売買するようです。 田畑の売買価格は〇〇円です。 ご審議をお願いします。</p>

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 水利権はどうなりますか。

委員 すでに〇〇さんは〇〇地区に農地を持っており問題ないと考えます。

議長 他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第14号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、議案第15-1号から議案第15-2号は、譲受人が同じに関連しておりますので、一括して審議したいと思います。

本案について、事務局の説明を求めます。

議長 (議案第15-1号・15-2号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と9月13日確認しました。
譲渡人の〇〇さんは65歳、〇〇にお住まいです。お同じく譲渡人の〇〇さんは55歳で〇〇にお住まいです。

譲受人の〇〇さんは、61歳で〇〇を経営されており、〇〇にお住まいです。

場所は、〇〇の入り口の近くになります。

今回、移住者居住の支援に繋がる集合住宅の新築を計画し、申請地を譲り受けるようです。

ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 特定の人を対象にした住宅ですか。工事関係者だけとか。

事務局 民間のアパートになります。

委員 周辺の農地の方との話し合いはすんでいるのですか。

事務局 周辺の農地の方には話し合いを行っているかと聞いています。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第15号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 次に、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第16号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。
現地については、事務局と10月10日に確認しました。
貸付人の〇〇さんは71歳で〇〇にお住まいで、主に水稻を作付けされています。
場所は、〇〇集落内です。
今回、県の事業であります排水路工事を行うにあたり、申請地に現場事務所及び仮設トイレ及び駐車場を設置するようです。
令和4年10月の総会時にも同じ案件がありましたが、今回は前回の続きの工事が行われるようです。
転用期間は令和6年3月までで、賃借料は0円ということでした。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第16号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第17号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第17号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員

説明いたします。

現地については、事務局と10月5日に確認しました。

申請者の〇〇さん30歳で〇〇出身で〇〇にお住まいです。

場所は、〇〇集落内になります。

現在、申請地においては耕作されておらず、また、〇〇番については30年以上前に田を埋め立てており、申請地を農地として復元しても、継続して利用することが困難なため、今回の申請に至ったようです。

以上です。ご審議お願いします。

議長

以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第17号「非農地証明交付申請の承認について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第17号は、申請のとおり許可することに決定しました。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。

第4回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした

ありがとうございました。